

# 神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書

- 第1条 この覚書は、神奈川県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定市町相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 協定第2条第1号に規定する通常応援の出場区域は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。
- 第3条 協定第2条第2号に規定する消防団応援の出場区域は、別表第2のとおりとする。
- 第4条 協定第2条の規定により、応援出場する消防隊等（消防団を除く。以下同じ。）の無線局は、県内共通波を使用するものとする。
- 2 前項の場合において、発災地の消防長は、県内共通波を有する無線局のうちから統括局を指定し、応援出場した消防隊等に通知するものとする。
- 第5条 協定市町の消防長は、協定第6条の規定に基づき応援出場したときは、別記様式第1号及び第1号の2により消防隊の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。
- 第6条 協定第8条の規定に基づく協定市町の消防現勢は、毎年4月1日現在の状況を別記様式第2号により協定市町間相互に交換するものとする。
- 第7条 この覚書を改訂するに当たっては、協定市町消防長会の事務局を担当する市町が改訂事務を取りまとめ、事務を代行するものとする。
- 第8条 この覚書に記載されていない事項または運用にあたり疑義を生じたときは、協定市町消防長会で協議し、決定するものとする。
- 第9条 この覚書を証するため、正本28通を作成し、協定市町の消防長が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保管するものとする。

附 則  
この覚書は、昭和50年8月1日から効力を生ずる。  
(昭和50年7月25日締結)

附 則  
この覚書は、昭和53年4月13日から効力を生ずる。  
(昭和53年4月13日締結)

附 則  
この覚書は、昭和55年11月1日から効力を生ずる。  
(昭和55年11月1日締結)

附 則  
この覚書は、昭和56年8月25日から効力を生ずる。  
ただし、横浜・横須賀道路の未開通部分については、開通時点から適用する。  
(昭和56年8月25日締結)

附 則  
この覚書は、昭和58年4月15日から効力を生ずる。  
(昭和58年4月14日締結)

附 則  
この覚書は、昭和59年4月17日から効力を生ずる。  
(昭和59年4月16日締結)

附 則  
この覚書は、昭和60年4月11日から効力を生ずる。  
(昭和60年4月10日締結)

附 則  
この覚書は、昭和61年4月16日から効力を生ずる。  
(昭和61年4月15日締結)

附 則  
この覚書は、昭和61年12月17日から効力を生ずる。  
(昭和61年12月17日締結)

附 則  
この覚書は、昭和63年4月7日から効力を生ずる。

(昭和63年4月7日締結)

附 則  
この覚書は、昭和63年11月11日から効力を生ずる。  
(昭和63年11月11日締結)

附 則  
この覚書は、平成元年4月6日から効力を生ずる。  
(平成元年4月6日締結)

附 則  
この覚書は、平成2年7月1日から効力を生ずる。  
(平成2年4月18日締結)

附 則  
この覚書は、平成3年4月10日から効力を生ずる。  
(平成3年4月10日締結)

附 則  
この覚書は、平成4年4月14日から効力を生ずる。  
(平成4年4月14日締結)

附 則  
この覚書は、平成5年4月14日から効力を生ずる。  
(平成5年4月14日締結)

## 協定者

横浜市消防局長  
川崎市消防局長  
横須賀市消防長  
小田原市消防長  
鎌倉市消防長  
藤沢市消防局長  
平塚市消防長  
茅ヶ崎市消防長  
逗子市消防長  
三浦市消防長  
相模原市消防長  
厚木市消防長  
大和市消防長  
秦野市消防長  
伊勢原市消防長  
座間市消防長  
海老名市消防長  
南足柄市消防長  
綾瀬市消防長  
大磯町消防長  
湯河原町消防長  
葉山町消防長  
箱根町消防長  
足柄上（組合）消防長  
寒川町消防長  
二宮町消防長  
津久井郡広域行政（組合）消防長  
愛川町消防長